

特定化学物質の取扱量 集計結果(令和2年度 志木市)

物質区分 1: 第1種指定化学物質 2: 第2種指定化学物質 3: 県規則で定める物質

単位: kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	53	エチルベンゼン	6	3	116,700	5	2,300	0	114,400
1	80	キシレン	7	1	499,500	2	14,500	0	485,000
1	186	ジクロロメタン(別名 塩化メチレン)	1	8	1,800	8	1,800	0	0
1	296	1,2,4-トリメチルベンゼン	6	3	321,000	3	11,000	0	310,000
1	297	1,3,5-トリメチルベンゼン	5	7	28,700	7	0	0	28,700
1	300	トルエン	7	1	1,081,500	1	21,500	0	1,060,000
1	392	ノルマル-ヘキサン	6	3	308,900	4	6,900	0	302,000
1	400	ベンゼン	6	3	57,800	6	1,200	0	56,600
3	35	メタノール	1	8	600	10	600	0	0
3	37	メチルエチルケトン(別名 MEK)	1	8	1,300	9	1,300	0	0
		合計	—	—	2,417,800	—	61,100	0	2,356,700

※1 取扱量について

取扱量 = 使用量 + 製造量 + 取り扱う量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱う量: 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。